特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	母子保健関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大村市は、「母子保健関係事務」における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大村市長

公表日
令和2年2月3日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦もしくはその配偶者、乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産または育児に関し必要な保健指導を行う。また、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦、新生児および未熟児の訪問指導、健康診査および受診勧奨、低出生体重児の届出、養育医療の給付を実施し、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を図る。 ①保健指導の実施または勧奨に関する事務（法第10条） ②新生児の訪問指導に関する事務（法第11条） ③健康診査の実施に関する事務（法第12条） ④健康診査の実施又は勧奨に関する事務（法第13条） ⑤妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付（法第15・16条） ⑥妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務（法第17条） ⑦低出生体重児の届出の受理（法第18条） ⑧未熟児の訪問指導に関する事務（法第19条） ⑨養育医療の給付（法第20条） ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務（法第22条）
③システムの名称	1　健康管理システム 2　Acrocity　住基 3　MICJET番号連携サーバ 4　中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の49項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） 番号法第19条第7項　別表第二の70項、69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 （情報提供） 番号法第19条第7項　別表第二の26、56の2、87項　、69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条、第44条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども未来部こども家庭課　〒856-0832　長崎県大村市本町431番地2　電話番号0957-54-9100

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部こども家庭課　〒856-0832　長崎県大村市本町431番地2　電話番号0957-54-9100

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年12月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年12月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施期間における担当部署②所属長	こども家庭課長　山下　浩典	こども家庭課長	事後	
令和1年12月31日	Ⅰ関連情報1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦もしくはその配偶者、乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産または育児に関し必要な保健指導を行う。また、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦、新生児及び未熟児の訪問指導、健康診査及び受診勧奨、低出生体重児の届出、養育医療の給付を実施し、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を図る。 ①妊産婦もしくはその配偶者、乳幼児の保護者を対象とした妊娠、出産または育児に関する保健指導（法第10条） ②新生児の訪問指導（法第11条） ③健康診査（法第12条） ④妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付（法第15・16条） ⑤妊産婦の訪問指導または受診勧奨（法第17条） ⑥低出生体重児の届出の受理（法第18条） ⑦未熟児の訪問指導（法第19条） ⑧養育医療の給付（法第20条）	母子保健法に基づき、妊産婦もしくはその配偶者、乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産または育児に関し必要な保健指導を行う。また、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦、新生児および未熟児の訪問指導、健康診査および受診勧奨、低出生体重児の届出、養育医療の給付を実施し、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を図る。 ①保健指導の実施または勧奨に関する事務（法第10条） ②新生児の訪問指導に関する事務（法第11条） ③健康診査の実施に関する事務（法第12条） ④健康診査の実施又は勧奨に関する事務（法第13条） ⑤妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付（法第15・16条） ⑥妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務（法第17条） ⑦低出生体重児の届出の受理（法第18条） ⑧未熟児の訪問指導に関する事務（法第19条） ⑨養育医療の給付（法第20条） ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務（法第22条）	事前	
令和1年12月31日	Ⅰ関連情報4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	（情報照会） 番号法第19条第7項　別表第二の70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 （情報提供） 番号法第19条第7項　別表第二の26、56の2、87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条、第44条	（情報照会） 番号法第19条第7項　別表第二の70項、69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 （情報提供） 番号法第19条第7項　別表第二の26、56の2、87項　、69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条、第44条	事前	
令和1年12月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和1年12月31日時点	事後	
令和1年12月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和1年12月31日時点	事後	